平成２９年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市里中町３丁目２番17　里中住宅610号室、住民票上の住所神戸市北区広陵町２丁目240番地
破産者　早川　裕樹
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２５号
神戸市灘区赤坂通３丁目３番10号、従前の住所神戸市灘区城内通１丁目４番14―1101号
破産者　吉田　敏春
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５１号
北九州市八幡東区帆柱１丁目７番６号
破産者　田代　健一
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１３号
岩手県紫波郡紫波町二日町字田中前77番地６
破産者　佐藤　　俊
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７８号
長野県岡谷市天竜町１丁目２番37号
破産者　秋葉　良子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１６９号
静岡県御殿場市中山37番地の４
破産者　川鍋　健二
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
岡山市北区東花尻302番地11
破産者　近藤　千春
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
広島県尾道市山波町2229番地３
破産者　杉保リウ子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１６５号
愛媛県松山市内浜町17番24号　サンモールＹＯＵ201号
破産者　井上　眞弓
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２１号
愛媛県松山市石風呂町899番地１　黒田借家５号、開始決定時の住所愛媛県松山市松ノ木２丁目685番地３
破産者　堀川　通保
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９９号
北九州市八幡西区千代ケ崎１丁目14番８号
破産者　谷口　一男
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９号
長崎県大村市東大村１丁目2530番地36
破産者　福島　龍已
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
宮崎市大字小松1763番地51、前住所宮崎市大字小松1768番地８
破産者　橘　　隆一
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７７９号
福岡市中央区大手門１丁目２番23―1407号
破産者　廣重　　悟
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１号
徳島県鳴門市大麻町板東字西平草64番地
破産者　岡田　淳子
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７３号
福岡県福津市宮司６丁目23番２号　グリーンハイム津屋崎２号棟205号、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市宮司５丁目19番４号
破産者　柳　　幸惠
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部